



室環環第2-186号
令和3年12月22日

環境省環境再生・資源循環局長様

室蘭市長 青山剛
(公印省略)

福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について(回答)

令和3年11月22日付け環循施発第2111193号及び環循特発第2111195号で依頼があった、このたびの国の処理方針である、福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理については、今般、本市として総合的に検討した結果、妥当なものと判断させていただいたところです。

なお、処理に当たっては、「福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について(令和3年11月22日環循施発第2111193号及び環循特発第2111195号)」に従い、地域住民に放射性物質による影響を与えることなく、安全に進めていただくことを求めるとともに、別紙の項目について、確実に対応することを求めます。

(生活環境部環境課)



(別 紙)

福島県対策地域内の高濃度 P C B 廃棄物の処理について

令和 3 年 1 月 22 日

福島県対策地域内の高濃度 P C B 廃棄物の処理にあたっては、北海道及び室蘭市としては、環境省に対し、さきに示された処理方針における安全対策・情報公開等を確実に実施するとともに、次の事項について対応することを求めます。

記

- 1 事業実施時において、北海道及び室蘭市が必要と認めるときは、立会・調査等に全面的に協力すること。
- 2 J E S C O 北海道事業所で処理作業に従事する職員には、個人線量計を装着させ、その測定結果を公表すること。
- 3 事業実施時において、事故や異常が発生した場合の対応計画を事前に策定し、公表すること。
- 4 事業実施時及び処理後物の搬出後の一定期間において、空間線量率等のモニタリングを行い、速やかに公表すること。
- 5 放射性物質汚染対処特措法に基づく廃棄物について、放射性物質による影響がないことが確認された高濃度 P C B 廃棄物以外は持ち込まないこと、かつ、処理対象物に東京電力福島第一原子力発電所内で発生したものは含まれないことを確認すること。